

発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）のある青年の高等教育への進学及び社会自立に関する全国実態調査

田中 美江子
(東京都立永福学園)

内藤 孝子
(全国LD親の会)

釣巻 正弘
(大田原市立両郷中央小学校)

<要旨>

2005年4月に「発達障害者支援法」が施行された。この法律は理念法である。具合的な支援のため、発達障害のある青年の高等教育への進学や社会参加の状況を調査し、エビデンスを出すことを目的として本研究を行った。本研究では、18歳以上の発達障害の子どもをもつ親を対象に、質問紙調査をした。現在の状況と義務教育終了後から現在に至るまでの進路について明らかにすることができた。2003年の先行調査と比較すると、障害者手帳（判定書）取得率は増加し、特殊教育を受ける人も増えた。障害者として働く人も増加した。障害者に対する制度を利用したり、教育を受けたりすることに対して、抵抗がなくなってきた傾向がある。雇用形態が多様化し、正社員雇用が減少、労働時間も減っているという調査結果が出た。また、本人の現況が在宅・その他（入院・ボランティアなど）の場合、相談機関に相談していない人の割合が高くなっていた。支援を必要としながらも、相談できない人たちに対して、どうアプローチしていくかが今後の課題である。

<キーワード>

発達障害、社会自立、ICF、

【はじめに】

乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を行うという特別支援教育の理念は、現在小・中学校において具体化し、児童・生徒への支援が充実しつつある。今や支援は義務教育から幼稚園・高等学校、大学へと広がってきている。

教育の場でのいわゆるLD、ADHD、高機能自閉症等の知的に遅れを伴わない発達障害（以下、発達障害と略す）に対する理解や支援は進んできているが、一般社会においては、まだ十分に認知されるに至っていない。特に発達障害のある青年たちは社会参加が難しいのが現状である（全国LD親の会,2005）。

現在、我が国において障害者施策の対象となるのは、障害者として手帳を有する人たちであ

る。「障害者手帳」は支援を受けるためのパスポートとなる。手帳の交付を受けていなくても、医師の診断書等で認められる場合もある。

障害者手帳には次の3種類ある。

①身体障害者手帳

身体障害のある人に交付される。「身体障害者福祉法」により、定められている。

②療育手帳

知的障害のある人に交付される。「知的障害者福祉法」により、定められている。

③精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人に交付される。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、定められている。

発達障害のある人で、知的障害を伴う場合には療育手帳の交付が受けられ、精神疾患を併発した場合には、精神障害者保健福祉手帳を交付されることもある。現在、発達障害だけでは手帳制度の対象とはならず、支援を必要としながらも、これまで制度の狭間に取り残されてきた存在であるといえる。

2005年4月に「発達障害者支援法」が施行された。この法律ではこれらの対象を「発達障害」として定義し、法的な位置づけを確立した。発達障害の乳幼児から成人期までに一貫した支援が義務づけられ、就労の支援についても明文化された。

この法律が施行され、発達障害者に対する就労支援が行われることになった。発達障害者にとって、社会参加への道が大きく開ける可能性が出てきたのである。

「発達障害者支援法」は理念法である。具体的な支援策をどうするかは、これからの大きな課題である。どのような支援が必要か探るために、まず現状を明らかにする必要がある。

先行研究として「全国LD親の会」が会員に行った実態調査がある。2003年に行われた調査では、会員である保護者と本人に同時に調査を行い、発達障害のある人の青年期以降の就業に至るまでの経路や、生活、就業の実態を明らかにした（全国LD親の会, 2005）。

「全国LD親の会」はLDを中心に、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある子どもをもつ親の会の全国的な組織である。必ずしも会員の子ども全てが発達障害の診断を受けているわけではない。各会の入会規定で障害名を聞くことはなく、特別な基準を設けている所はあまりないようだ（森野・吉田・新堀・粟野, 2004）。

「全国LD親の会」は1990年2月に9団体の親の会で発足した。現在34都道府県、44団体、会員数は約2,900名である。全国を7つのブロックに分け、ブロック代表の理事により運営されている。文部科学省や厚生労働省への要請活動や社会への啓蒙活動等を行ってきた。

LDをはじめとする発達障害が社会で認知され、「理解しよう」とする方向へと変化をもたらす一翼を担ってきたのはLD親の会であった（森野ら, 2004）。

本研究では、全国LD親の会の先行研究をふまえ、全国レベルで発達障害の青年の実態調査を行い、発達障害のある人たちの高等教育への進学及び社会参加の状況を分析し、社会参加にどのような要因が関係しているのかを探った。全国LD親の会の会員に協力を求め、質問紙調査を行うこととした。対象は発達障害の青年としているが、先に述べたように、会員の子どもが発達障害の診断を受けていない場合もある。本研究において対象は、発達障害と思われる症状があり、支援を必要としている人ということでとらえている。

新たに、ICF（国際生活機能分類）の視点も加え、要因の検討を行うことにした。

「国際生活機能分類」（International Classification of Functioning, Disability and Health：以下、「ICF」と略す）は「世界保健機関」（以下「WHO」と称す）が2001年5月22日に第54回総会で採択したもので、人間の生活機能と障害の分類法である。

WHOは1980年に発表した国際障害分類（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps：以下、「ICIDH」と略す）の改訂版として

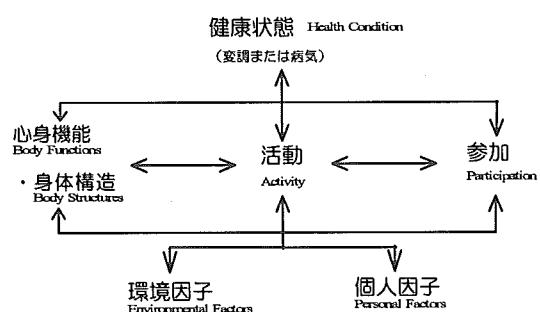
ICFを採択した。

ICFは福祉・医療・教育等、異なった業種間で共通言語として使うことをめざして作られた。



ICIDHでは「機能障害(impairment)」、「能力障害(disability)」、「社会的不利(handicap)」という否定的な言葉を使い、マイナス面に注目して分類するという考え方を中心だったのに対し、ICFは視点を転換し、「生活機能」というプラスの面からの分類である。

また、生活機能の背景にあるものを「背景因子」とし、「環境因子」と「個人因子」という新たな視点も加えている。ICFではそれぞれの構成要素が相互に作用し合っているという考え方をしている。



【方 法】

先行研究である「教育から就業への移行実態調査」とICFを基に調査票を作成し、「全国LD親の会」に所属している各地の会に送付した。その調査票を各会から該当する会員に再送付し、回答を得た。

【対 象】

18歳以上の子どもをもつ「全国LD親の会」の会員643名。

【期 間】

2006年4月から7月。

【質問紙の内容】

①基本的属性

在住の都道府県、所属している親の会、年齢、性別、中学卒業後の進路、18歳から現在までの経歴(学歴)、障害者手帳の取得状況の7項目。

②現在の本人(子ども)の状況についての回答

各人の現状ごとの回答。実習経験の有無、雇用状態、賃金、現在の状況において良かったこと、困っていることなど、選択回答・自由記述回答を合わせ、現状により最大13項目まで回答。

③生活機能と背景因子に関する項目

ICFのリストを参考に作成。心身機能に関する8項目、活動への参加に関する17項目、周囲から受けた支援に関する14項目、自己理解に関する7項目の計46項目。4件法で回答。

【結果と考察】

回収率 66.9% (430/643)

高い回収率であったことから、会員の「社会参加」に対する意識の高さの表れと考えられる。

<年齢>

本人の年齢が18歳から38歳までと幅広い年齢の会員から回答があった。19歳の回答が一番多く、年齢に上昇と共に徐々に減っている(図3)。

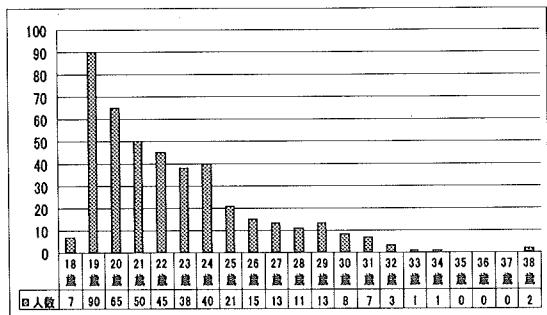


図3. 本人の年齢別人数

<現在の状況>

本調査において、次のように定義した。

- ・「就業（一般）」：週3日、20時間以上一般事業所等で勤務。
- ・「就業（障害）」：障害者手帳を利用する等雇用対策上の特別な支援を得て週3日、20時間以上一般事業所等で勤務。

現在本人が在学中という会員は100名で、大学在学中は59名、短大・専門学校在学中が33名であった。2003年には大学27名で短大・専門学校34名が在学中だったので、大学が増加している。

2003年の調査結果と比較すると、就業（一般）と就業（障害）の比率が入れ替わり、就業（障害）の方が多くなった（図4）。

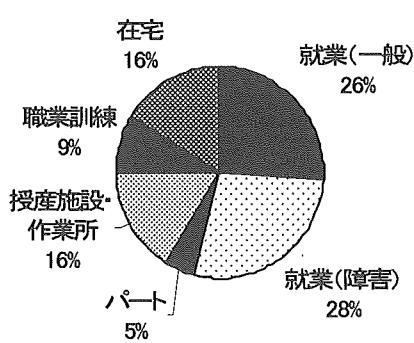


図4. 教育修了者の現在の状況（2006年）

高等学校（養護学校を含む）を出て、最初から就業（障害）するパターンと、様々な経過をたどり就業（障害）に至るパターンがある。高

等学校卒業後、就業（障害）を最初から選択した人たち35名中33名は現在も就業（障害）し続けており、うち28名は最初に就職した所で勤務を継続している。

高等学校卒業後、就業（一般）を最初に選んだ人たちは、47名中24名が現在も就業を継続している。約半数が離職の経験があり、在宅や職業訓練を経てから再び就業（一般）したり、就業（障害）に変えたり、授産施設や作業所に通ったり、様々な進路をたどっている。

大学卒業後、就業（一般）した人たちは16名で、うち7名が離職している。

就業（一般）と就業（障害）で、職場の定着率が違うのはなぜだろうか。前者では、周囲と同じよう仕事をこなすことが要求される。これに対して後者は、障害者枠ということで、職場において配慮や理解がなされるためと考えられる。また、中学卒業後に特殊教育を選んだ人が就業（障害）へ進んでいることから、養護学校等において、本人の適性に合った進路選択をするための職業教育がなされているためと思われる。

<義務教育修了後の進路>

義務教育修了後の進学率は、94.0%である。高等学校等の通常教育を78.0%が受けている。高等学校に進学した人の主な内訳は、全日制46.0%、定時制6.3%、通信制9.3%、単位制が4.0%となっている。

一方、養護学校高等部（高等養護学校）など、特殊教育を16%が受けている。2003年の調査に比べ、通常教育への進学率が6.5%減少し、特殊教育への進学率が4.9%増加している（図5）。

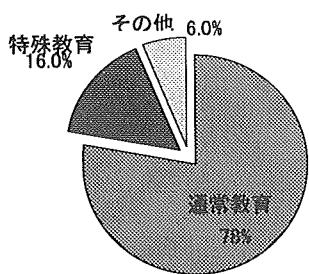


図5. 義務教育修了後の進路

<手帳の取得状況>

2003年調査と比較して、障害者手帳の取得率が6.0%上がっている(図6)。

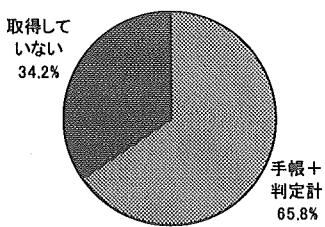


図6. 障害者手帳の取得率

障害者手帳取得者231名(判定書取得を含む)のうち、18歳未満で取得したのは113名(48.9%)で、18歳以上で取得したのは118名(51.1%)であった。進路選択にあたり、必要性を感じて取得した人が多いと言える。

2003年調査と比較して、①現在の状況で就業(障害)の比率が就業(一般)よりも高くなつた、②義務教育修了後、通常教育を受ける率が下がり、特殊教育を受ける率が上がつた、③障害者手帳(判定を含む)の取得率が上がつたことから、次のことが考えられる。これまで会員の中には「障害者」に対する教育や制度を利用することに抵抗があつたが、最終的な進路=就業を考え、制度を積極的に利用していくとする傾向が出てきたのではないだろうか。

<雇用形態>

2003年調査と比較すると、就業(一般)では3.5%、就業(障害)では3.4%正社員雇用の比率が下がり、正社員以外(準社員、契約社員、委託社員など)の割合が増加している(表1)。2006年の「労働力調査」では正規雇用(59.5%)、非正規雇用(25.7%)となっており、正規雇用が減少し、非正規雇用が増加しているという調査結果が出ている(厚生労働省,2006)。本調査の結果は、現在社会の就業形態の変化を反映していると考えられる。

表1. 雇用形態

	先行研究		今回の調査	
	一般	障害	一般	障害
正社員	38.8%	28.9%	35.3%	24.5%
正社員以外	59.2%	71.1%	62.3%	74.5%

<賃金>

就業(一般)では1ヶ月の賃金が15万円以上は4.0%減少し、15万円未満は6.2%増加した。一方、就業(障害)では15万円以上は3.9%増加し、15万円未満は3.8%減少した(表2)。所得10~15万円未満の中間層が減少し、賃金に二極化する傾向がみられる。

表2. 1ヶ月の賃金

	先行研究		今回の調査	
	15万円未満	15万円以上	15万円未満	15万円以上
15万円未満	55.0%	42.8%	88.9%	38.8%
15万円以上			61.2%	12.8%

<週あたりの労働時間>

週あたりの労働時間は、就業（一般）・就業（障害）ともに40時間以上と回答した人が、前回の調査よりも10%以上減少していた。雇用形態が多様化し、それに伴って労働時間が短くなっている傾向がある。労働時間が短くなることにより、収入が減少する人たちもいることから、生活の不安定を感じた。しかし、自由記述には短時間労働の方が発達障害のある人には集中しやすく働きやすいという意見もあり、どちらがいいか、一概には言えないものがある。

<高等教育機関修了後の主な進路>

大学に進学した人々は、卒業後次のような進路をたどっている（図7）。

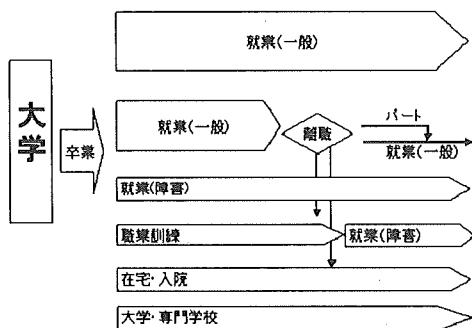


図7.大学卒業後の進路

大学卒業後、大半が就業（一般）に進んだ。そのうち約半数が1度以上の転職を経験している。

短大・専門学校を卒業した人たちの進路は次の図のようになっている（図8）。

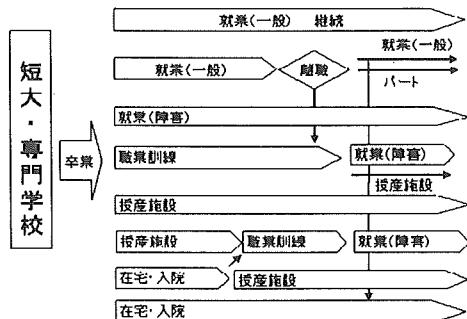


図8.短大・専門学校卒業後の進路

短大・専門学校卒業後に就業（障害）に進んだ人は、離職するケースが少ない。これは、短大や専門学校において、社会に出て働くことと直結する学習をする中で、自己理解が進み、自己の適性に合った進路をとることができたのだと考える。大学よりも短い教育期間だということでも、見通しをもって人生設計することにプラスに働いたのではないだろうか。

<社会参加の促進要因・阻害要因>

「良かったこと」と「困っていること」の自由記述を分析し、社会参加の促進要因と阻害要因を考察した。

個人の要因として、

- ①自己管理・自律に関するこ
- ②興味・こだわりに関するこ
- ③対人関係・社会性に関するこ
- ④学習・職務能力に関するこ
- ⑤進路・就業意識に関するこ
- ⑥精神・健康等の安定に関するこ

に分けることができた。

環境の要因としては、

- ⑦学校・職場の理解や環境に関するこ
- ⑧雇用・労働条件等に関するこ

に分けることができた。

「良かったこと」の記述には、⑤進路・就業意識に関することと、⑦学校・職場の理解や環境に関することが多く挙げられた。「困っていること」の記述には⑤進路・就業意識に関することと、⑧雇用・労働条件等に関することが多かった。

「良かったこと」、「悪かったこと」のどちらにも「進路・就業意識に関する」とが多く挙げられていた。そのため、本人の進路・就業意識に関することは、促進要因にも阻害要因にもなり得る重要な要因であることが示された。

<在宅・その他（入院・ボランティア）>

現状が在宅・その他（入院やボランティア）の場合、かなりの困難を抱えている人が多かった。回答用紙からは、支援を必要としながらも、受けることができず、途方にくれている様子が伝わってきた。

現況が在宅・その他（入院やボランティア）の場合の相談機関の相談状況を見ると、相談していない人が 2003 年の調査 17.9% から 24.5% に増加している（表 3）。

表 3. 相談機関への相談状況

	先行研究 (2003)	今回の調査 (2006)
相談した	71.4%	60.4%
相談していない	17.9%	24.5%
相談機関が わからない	7.1%	9.4%

なぜ増加しているのか、今後検討が必要であるが、困難があるにも関わらず、支援を受けられずにいる在宅の人たちに対して、どのように働きかけていくのかが大きな課題である。

どこにも相談していない人たちが「LD親の

会」に所属しているということは「LD親の会」が在宅の人たちに、重要な役割を果たしているということが言えるのではないだろうか。「LD親の会」が今後果たすべき役割について、考えさせられるものがあった。

<生活機能と背景因子に関する項目>

現在の状況を因子として、分散分析を行った結果、在宅群の回答が他の群と比較して、有意な差が出る項目が多かった。引き続き分析を行い、今後も検討を重ねていく。

本研究は、2003 年の先行研究をふまえて行った。調査結果を比較することにより、発達障害のある人たちの置かれた現状や、必要な支援を探ることができた。今後も同様の調査を続けていくことが望ましい。

【文 献】

厚生労働省（2006）：労働経済白書（平成 18 年版）就業形態の多様化と勤労者生活. 厚生労働省.

森野勝代・吉田美恵・新堀鉢太郎・栗野健一（2004）：LD 親の会に集まる人々とは－関東ブロック専門委員会による親の会自己分析の試み－. LD 研究, 13(1), 33-41.
世界保健機関, 障害者福祉研究会編（2002）：国際生活機能分類－国際障害分類改訂版, 中央法規出版.

全国 LD（学習障害）親の会（2005）：教育から就業への移行実態調査報告書（全国 LD 親の会・会員調査）.

調査にご協力いただきました、全国 LD 親の会の皆様に厚く感謝いたします。